

参議院通信、建設委員会連合審査会会議録第一号

昭和三十九年五月十二日(火曜日)

午前十時五十二分開会

委員氏名

通信委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

光村 甚助君
鈴木 恭一君
寺尾 豊君
松平 勇雄君
野上 元君
植竹 春彦君
小林 篤一君
郡 祐一君
白井 勇君
野田 俊作君
平井 太郎君
最上 英子君
谷村 貞治君
安井 謙君
久保 等君
永岡 光治君
横川 正市君
白木義一郎君
須藤 五郎君

出席者は左のとおり。

通信委員

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

小山邦太郎君
田中 清一君
高橋進太郎君
村上 春蔵君
小柳 勇君
田中 一君
武内 五郎君
中尾 辰義君
田上 松衛君
村上 義一君

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

小沢久太郎君
熊谷太三郎君
田中 一君
武内 五郎君
中尾 辰義君
田上 松衛君
村上 義一君
古池 信三君
武田 功君
宮川 岸雄君
前田 光嘉君

取いたします。古池郵政大臣。
○郵政大臣(古池信三君) たいま議
題となりました電波法の一部を改正す
る法律案の提案理由を御説明申し上げ
ます。
第一点といたしましては、昨年四月
に批准されました「千九百六十年の海
上における人命の安全のための国際条
約」の発効に備えまして、電波法中の
船舶局の無線設備、運用等に関する条
件を新しい条約の規定に適合させるた
めに必要な改正をしようとするもので
あります。
第二点といたしましては、昨年の建
築基準法の一部改正によりまして、新
たに容積地区の制度が設けられ、この
地区では、三十一メートルという従来
の高さの制限を受けない高層建築物の
建築が予想されますので、この機会
に、高層建築物その他の工作物による
マイクログ波重要無線通信路の障害を防
止するための措置を講じようとするも
のであります。
次に、この法律案の要旨を御説明
申し上げます。
まず、安全条約関係につきまして
は、義務船舶局の無線設備を設ける場
所の要件を若干強化し、第三種局乙の
船舶の範囲の下限を三百トンとし、並
びに国際航海に従事する三百トン以上
千六百トン未満の貨物船の船舶局の聴
守義務時間を一日二十四時間としよう
とするものであります。
次に、高層建築物等によるマイクロ

波重要無線通信路の障害防止の關係に
つきましては、高層建築物等による障
害から保護すべき無線通信を八百九十
メガサイクル以上の周波数を使用する
固定地点間の重要無線通信に限ること
とし、その電波伝搬路の直下で郵政大
臣が指定する区域内において高さ三十
メートルをこえる高層建築物等を建
築しようとする者は、事前に郵政大臣
に届け出なければならぬこととし、
電波伝搬上の障害となる旨の通知を受
けた場合には、まず、建築主と関係無
線局の免許人との間の協議によって障
害防止措置を講じるものとし、協議が
ととのわない場合には、建築主は、通
知を受けた日から、公衆通知に対する
障害の場合には三年間、その他の重要
無線通信に対する障害の場合には二年
間、当該建築物の障害原因となる部分
の工事をしてはならないこととしよう
とするものであります。
以上が、この法律案の提案理由及び
その要旨であります。何とぞ、慎重
御審議の上、すみやかに御可決下さ
るようお願いいたします。
○委員長(光村甚助君) 以上で、提案
理由の説明は終わりました。
次に、本法案に対し質疑のある方
は、順次、御発言願います。
○石井桂君 たいま御説明のありま
した電波法の一部を改正する法律案
中、第二百二条の三、「(伝搬障害防止区
域における高層建築物に係る届出)」
という条文ですが、このうちの第一項
第一号「地表からの高さが三十一メー

トルをこえる建築物その他の工作物」云々という条文がございます。この三十一メートルの建築物というのは、いままで建築基準法あるいはその前の市街地建築法を通じて、四十数年間、建築関係法規については高さのほうからあるわけですね。で、結局、三十一メートルというのは、建築物の本体の高さでありまして、そこに突出物が許されておるわけなんです。市街地建築法というものは、大正九年から昭和二十五年まで、約三十年間施行されておったのですが、その当時は、三十一メートルが百尺という表現で現制されておりました。そうして百尺の建物という場合にも、屋上突出物が、たとえば屋上に出る出口でありますとか、昇降機の機械室でありますとか、あるいは換気その他の機械室の付属物も認められておったわけです。それから昭和二十五年に市街地建築法というのが改正されて、現在の建築基準法に変わりました。百尺が三十一メートルという表現になりました。さらに、屋上に突出されている突出部は、建築面積の八分の一の範囲で高さが十二メートルまでは高さに算入しないで、これを三十一メートルの高さという表現をして今日まで来ております。

そういうことについてお聞きしたい。○政府委員(宮川岸雄君) ただいまの御質問につきましてお答えいたしたいと思ひます。

この法律で規定いたしておりますところの建築物の高さ三十一メートルと申しますのは、これは正味の三十一メートルでございます。しかしながら、ただいまいろいろ先生の御指摘にございました建築基準法施行令の第二条第一項第五号に規定しております屋上部分、ベントハウスその他のものにつきましましては、この改正案の二百条の三に基づきます「郵政省令で定めるところにより」ということによりまして、ただいま御指摘の部分につきましては、届け出から除外するように取り運びたい、こういうふうに考えております。

○石井桂君 もう一べん確かめておきますが、この電波法の一部を改正する法律案によるところの郵政省令ですが、郵政省令で、そういうものは、屋上突出物は、私が言った範囲のものは除外することと了解していいわけですね。

○政府委員(宮川岸雄君) そのとおりでございます。

○石井桂君 これは屋上突出物ほど大きなものでありませんけれども、建築物には飾りとしては、むね飾りとか旗ざおとか、いろいろな付属物ができて家のかつこうができていくわけですね。それらはあまりに大きな障害にならないと思ひますから、当然高さに算入されないう思ひますが、そういうものはいかがですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 同じように、ベントハウスと同様に考えて除外いたしたいと考えております。

○石井桂君 もう一つ建築物ができません、あとでいろいろ小さな手直しとか、あるいは増改築というものがあつたわけなんです。建築基準法だと、十平方メートルというから約三坪以内のこまかいものは、届け出の義務を負わしていいわけなんです、基準法では、そういうものについての取り扱いはいかがですか。

○政府委員(宮川岸雄君) その点につきましては、このたし書きに書いてございますものは、おそらく電波伝搬の障害を与えるおそれのないものと判断いたしまして、これにつきましては、やはり省令をもちまして除くように取り運びたいと思ひます。

○石井桂君 私の疑問とするところは全部氷解いたしましたから、私の質問はこれで終わります。

○田中一君 大臣に伺ひますが、従来既成事実として認められておる行為に対して、新しくこれを制限しようという場合には、われわれの社会においてはどういう抵抗が起きるかという点についての、郵政大臣の認識をひとつまず最初伺ひたいと思ひます。すべて既成事実としてわれわれ社会において認められておった行為が、突如として他の意思によつて、しつて言へば、国家権力によつてその意思が制限されるということになつた場合には、われわれ社会の秩序というものはどういふことになるか。また、それがよろしいものと思ふか、あるいは悪いものと思ふか、万やむを得ないというものであるか、それらの点について、ひとつ郵政大臣の認識を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(古池信三君) この法律案

自体に關係する意味でなくて、きわめて一般論として申し上げますと、たとえば私どもの所有権というものは、きつめて神聖なもので侵してはならないというものが、従来の考え方であつたと思ひますが、しかしながら、これも憲法によりまして、公共の福祉のためならば法律によつて制限することができると。そういうふうな意味においての所有権の存在というものが、今日は認められておると存じます。そこで、社会の情勢が日に増して進展してまいりますと、やはりそれに応じて公共の福祉という観念も、必ずしも百年の一日のごときものでなく、やはり常に概念としては変わっていくものではなからうかと存じます。さうになりますれば、たとえば所有権というものの内容にしまして、昔と今日と比べれば、漸次法律によつて制限を受けてきている、こういうことが考えられます。

で、今後といへども、やはり公共の福祉というやうな問題が大きく取り上げられていけば、それに応じて所有権の制限というものはあり得るものであつて、こう考えます。したがつて、そこで、既得権と新しい要請との間の調整をいかにすべきかというところに、立法権の大きな職責があるであらう、こう考えますので、一般論をいたしましては、法律によつて、その時代時代に即して、権利の内容というものもあるいは変化していくというところは可能である、こう考えております。

○田中一君 そのお考えは私も同感でございます。そこで、今回の法律の改正案というものが、公共の福祉のために必要であるからお出しになつたというやうな見解でしょうか。

○國務大臣(古池信三君) そこで、建築をされる方としては、従来の建築基準法という法律があつて、それによつてやつてきておられます。ところが、最近、電波技術の発達に伴ひまして、マイクロ通信というものが非常な発展を見せております。これはもとより日本ばかりではなく、世界各国がマイクロの通信を非常に利用するようになつてきましたので、そこで、建築基準法とこの電波関係の監督法律との間に、ある意味においては利害の対立する面が出てくるわけでございます。そこで、私といたしましては、できる限り、従来の一般国民の持つております法律上の権利というものは、十分尊重していかねければならないという原則に立ちながら、しかしながら、新しい技術に基づく制限を、支障のない限りにおいてはこれをやることもやむを得ないのではなからうか。しかし、あくまでも、さうな場合においても、両者の權益の調整を十分はかつて、そこに不つり合ひのないやうにしていくことが、一番今日の時代においては大切なことではなからうか、かやうに考えている次第でございます。

○田中一君 建築基準法は昭和二十五年に制定されました。いま石井委員からも御質問があつたやうに、その以前には、大正年代から市街地建築法というものがございまして、その法律による高さというものはそのまま継承してあるわけですね。したがつて、歴史的に、数千年の歴史がある、建築の高さの制限があるわけですね。

そこで、マイクロウェーブでしたかね、私はそのほうは弱いものですが、よくわからないのですが、そうし

た電波が、それらの数十年前からある建築物を障害と感じない技術の発展というものは不可能なわけですか。

○國務大臣(古池信三君) 私も非常にこまかい技術的なことはよくわかりませんけれども、大体論から申しまして、長い間建築界において認められており、また、建築の一つのもののさしになっておりました高さというものは、やはりできる限りこれは尊重していかなければならぬと考えております。

それから一方、マイクロウェーブの利用につきましても、これが単なる個人の利益のためのものであれば、さほど重要視する必要はないと思いますが、これが公共の利益のために使用されるものにつきましては、やはりなるべくマイクロ通信の完全利用できるようになうに取り計らうということも、時代の趨勢に照らしまして必要であるう、こう考えておるわけでございます。

そこで、昨年建築基準法の改正になりますまでは、三十一メートルというのが限度でございまして、それまでは、ほとんどマイクロ通信のほうから申しまして支障はなかったと認めております。ただ、最近の改正によって、三十一メートルをこえる建築物が可能になりましたので、そうすると、マイクロのほうに対する影響も大きい、こういうわけでありまして、何らかの制限といましようか、工事に際しまして十分考慮していただくような機会を持とうというの、この際私どもの希望でございまして、長年の間守られてきた基本的な高さというものについては、あくまでこれを尊重してまい

りたい、こういう考えでこの改正をいま計画しておる次第でございます。

○田中一君 技術的にはこっちはわかぬから、何というか、三十一メートル、あるいはこれが四十メートル、五十メートルとなった場合に、技術的に、何というか、波長を流すのに、それを避けて完全に送信と受信とをキヤッチするような方法は、技術的にできないのかどうかという点を伺いたいと思

う。

○政府委員(宮川岸雄君) マイクロウェーブの通路に建築物が立ちだかつた場合におきましては、これは建築物がたとえ木であるとか、そういうような特別なものでございしますならば電波は通過いたしますけれども、金属、コンクリートというようなものは電波を遮蔽いたしますので、その場合には、技術的にこれをよけて通る道はないのでございします。それで、そういう場合におきましては、電波がそれより高いところ、あるいはそのわきへ行くとか、あるいはその上に中継器をつけよう一度増幅する、あるいは別のほうに向けます反射させる、そういうような、電波が別に迂回をして、とにかく、そこに立ちだかるものに対しましては避けて通る、こういうことをいたさなければ電波の伝搬が可能にならないわけでございます。

○田中一君 将来四十階、五十階という高層建築ができた場合、問題は、その波長を守るために、それらのものを制限せよというつもりでおるか、将来それらのものが出現するといふ推定のもとに、二年間ないし三年間の間に、それらの電波が、将来で上る建造物を避けて通るように、技術

的な解決をしようとするのか、その点はどうですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 今後のマイクロウェーブのルート設定ということにつきましては、申請者といたしまして、十分に、その通路に今後高層建築物が予定されるかどうかということ調査して申請をするように、指導をいたしたいと思ひます。また、その実際の免許にあたりまして、それが直ちに障害となるようなおそれのある低い場合、そういうような場合につきましては、免許の際にも十分考慮して、もっと高いところに置くように、いろいろ指導してまいりたいというふうに考えております。ただし、何分にも、高いところに電波を通しますために建てなければならぬのでありまして、そのために非常に巨額の費用も要しますし、また、既設の建築物の上に建てるアンテナの場合につきまして技術的な制限もございしますので、それらにつきましては、全部いま直ちにということではございしませんで、今後のものにつぎまして、そういう考慮を十分に払

いながら、また、免許の基準の中にもそういう要素を取り入れた形で今後指導をして、できる限り、電波の通路に障害物ができまして、この法律によりましていろいろな解決方法はございしますけれども、そういうことのないように指導してまいりたい、こういうふうな考えております。

○田中一君 そうすると、予想される建造物を制限しようとするのか。あるいは、その場合には、電波は、技術的に解決し得る他の方法をもつて、その波長を完全に通すということにしよう

とするのか。基本的にどういう態度なんでしょうか。

○政府委員(宮川岸雄君) 電波のほうを、障害のないような通路を選ぶようにいたしたいと思ひております。

○田中一君 いままで、昨年の建築基準法の改正によって、いわゆる超高層の建造物ができない以前において、障害があったという事件はありましたが。あったなら、それをひとつ例示してもらいたいと思ひます。

○政府委員(宮川岸雄君) 高層建築物によりましてマイクロ波の伝搬障害が実際に起こりましたのは、やはりマイクロ波の利用が進んでまいりましたからでございまして、昭和三十年前後からときおり障害の事例が出てまいりました。現在、障害事例をいたしましては、電々公社関係二件、警察庁関係二件、電鉄関係二件、関西電力関係一件、国鉄関係二件、計八件その実例がございします。

○田中一君 具体的に、その建造物は、どういうもので、その波長のどういふところにそれが位置している、それと、その建造物が、波長を発生する前の建造物が、あるいは波長が出てくる際に、それをさげきって新しく建築された、それで障害されたのか、その点もつと具体的に説明してほしい。

○政府委員(宮川岸雄君) その前に電波がすでに伝搬路として使用しておりましたのでございしますけれども、そこに新しい建物が建ちまして、そうして既設の電波通路に妨害を与えたのでございまして、これらは、電波のほうで空中線の高さを上げるとかというふうなことによりまして解決できたものと、それから建築主のほうで一部の計

画の変更をいたしましたことによつて解決したものとございします。

○田中一君 どこでどういふことがあったか、もう少し具体的に説明してほしい。

○政府委員(宮川岸雄君) 電々公社の例をいたしましては、福岡・新宮間に六千メガサイクルの伝搬路がございしましたが、昭和三十五年の一月三十日に、天神ビルと申します塔の屋上の工事に

よりまして、これに回線の障害が出たのでございします。これは電々公社におきまして無線の臨時回線を作成いたしましたので、とりあえずの回線の疎通をはかりまして、そうして新市外局のほうへこれを移築いたしました。そうして空中線の高さを地上高四百四十三メートルといたすことによつて解決したのでございします。これが第一件でござい

ます。

以下、第二件といたしましては、同じく電々公社の件でございします。金沢におきまして、金沢とNHKの金沢のテレビ中継用の端局との間を結ぶ回線、同じように六千メガサイクル帯のものにございしますが、これが三十八年四月に、日本冷蔵ビルというものが新築いたすことによりまして、通路の一部を遮蔽いたしましたので、非常に回線の質が悪くなった事例がございします。これは三十八年の五月に、新しい鉄塔を使いまして、これに一時可搬用の六Gのセットを持ってまいりまして、空中線を二十三メートル上げて一時処理をいたしまして、三十八年の十二月末に、新鉄塔を使用しまして新しい周波数帯に移行することによつて解決してございします。

○田中一君 それはいずれも三十一メ

一ト、建築物としては三十一メートルの高さ、それに塔やその他が入って十二メートル、いわゆる四十三メートルの高さの障害事件ですね、みな。

○政府委員(宮川雄雄君) そのとおりでございます。

○田中一君 局長は、建築基準法という法律でございすか。いままで、あなたの職責についてから存る存在は知っているでしよう、あなたもおそらくうちをつくるでしようから。しかし、内容について、高層建築物との関係は、そういう障害があり得るということはいづれから知りました。

○政府委員(宮川雄雄君) 建築基準法があることは、もちろん私もよく存じております。私、着任いたしましたのが、昨年の七月でございまして、そのころにすでに、こういうような問題が起つておることは知っておりまして、その前、国会等におきまして、この問題についていろいろ御審議があつて、これに対しての法律的な措置を講ずるという旨の引き継ぎもございまして、私、この問題に取り組んだような次第でございす。

○田中一君 少なくとも四十三メートル以上のものならいざ知らず、四十三メートルまでは建築基準法でその建造物を許可する。そういう事実は、数十年来の建築行政の歴史の上において明らかなんです。どこの空中を通過うと、少なくとも、これは私権というものがそこに設定されているわけですから、それを障害物と見なければならぬというふうな送信とか受信ですかという装置を持つておつたということになりますと、これはもう建造物の問題ではなくして、それより高い発信、受信とい

うことですか、それにそういうものを設備するのは当然であります。だから、そういう見方をしますと、建築基準法の今日の施行というものを知らないかつたということにならざるを得ないと思ふのです。知らないから、三十一メートルプラス十二メートルという高さより以下の送信、受信施設を持つたということになるのです。したがつて、建造物云々ではなくして、そういう障害になるような施設しか考へておらなかつたということの、電波監理局の責任怠慢ですね、無知、そのほうが大きいわけですね。法律は厳格しておるのです。石井委員も言つておるように、数十年來その法律は厳格しておる。郵政大臣は、社会の情勢、社会の進展によつてそれらのものが変更されるところともあり得ると思ひます。

が、現に歴史的に数十年の間、それらのものが厳格しているという、この事実というものはこれは否定できない。それが障害物と見なければならぬというふうな送信、受信施設を指導してつづけているというところに、あなたの方の電波行政の欠陥があることに気づいておられますね。

○政府委員(宮川雄雄君) 従来の法律が三十一メートルをこえるもの、三十一メートルを一応の基準といたしまして、その三十一メートルの上に、先生ただいま御指摘になりましたセントハウスその他八分の一の面積において十二メートルのものがあるという、これは、確認申請によりまして従来の建築ができたということは、まことにそのとおりでございす。そういうことで、電波法の免許をもつと初めから全部高いところに置かなかつたのは、電

波行政が十分でなかつたのではないかというお尋ねかと思ふのでございすけれども、その点につきましては、確かに、障害は全然初めからないようにはいたしませんというのを考えますならば、そういうふうにはいたさなければならぬまいことは、田中先生のおっしゃる通りでございす。ただ、四十メートルあるいは五十メートルというような高さに電波を設定いたしますことは、相当に巨額な投資を必要としたし、従来は、いままではそういうようなことがさうひんびんと起ることもなく来ておりましたので、高さ三十一メートルということを一応の目安といたしまして、それに、電波自身に多少ふくらみがございすので、それらを勘案いたしまして、現実には三十四、五メートル以上のところにアンテナが、一番低くてもできていたというものが、いままでの実情であつたかと思ひます。以上でございす。

○田中一君 建築基準法の、これは昭和二十五年でしたか、あなたが御幾つであつたかわからないけれども、はつきりと施行令——これはあなた御承知かと思ひますが、同僚の委員が御承知ないと思ひます。説明します。というのは、通信委員会の委員の皆さん方は御承知とは思ひますけれども、一応ここで読み上げてみます。

第二条には「(面積、高さ等の算定方法)」が書いてございす。そのうちの一号、二号、三号、四号、五号、六号、七号とありますが、その五号の口には「法第三十三条の場合を除き、階段室、昇降機塔、裝飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築

物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。」三十一メートルになつておるけれども、十二メートルまではその高さの制限には算入しないと書いてある。

ハとして、「むね飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。」先ほど石井委員が質問して、あなた方がそのとおりでございすという答弁と同じことがここに書いてあるわけですね。

これは昭和二十五年です。あなたが役人になつていたかどうかかわらないんですけども、少なくとも、電波行政というもののがこれ以後に突如として出たものではないと思ふのです。知つておるはずですね。たとへ、これ以後にできたものとしても、二十五年には、こういう施行令が出てゐるわけですね。だから、率直に言つたらどうですか、これは気がつきませんでしたというところでいいと思ふのです。言つてごらんなさい、気がつきませんでした。気がついていなければ必ず——三十一メートルプラス十二メートルというものを建造物として建築基準法上認めてゐる、そういうものを空中に、どこへできるかわからないけれどもつくる権利があるのだ、むろん、これはそれ以上のものは許可してありません。しかし、これは認められておるのだ、あるいは、その上に持つ旗ざお等はもつと高いものも認めておられます。だから、その場合には、この施行令を気がつきませんでしたと率直に言わざるを得ないじゃありませんか。三十一メートルじゃない

んです。三十一メートルプラス十二メートルという、構築物は制限されながらも、私権として認められておることなんでありまして、当然気がつかないかつたということが、すなおな答弁じゃなからうかと思ふのです。これは宮川さん、あなた去年が就任したんだから、あなたを責めている人ではないですよ。電波監理局長としての職責に対して申し上げておるわけですから、率直に認めたほうがいいんじゃないですか。お答え願ひます。

○政府委員(宮川雄雄君) 電波監理局の過去の行政につきましての問題点につきまして、どういう形でそれをしていたかということは、形にあらわれたことで私申し上げるよりほかはないのでございすけれども、今後の問題につきましては、ただいまの先生の御指摘のように、高いところにアンテナを置き無線局を免許するというところでやつていきたい、そういうふうな考へております。

○田中一君 大臣に伺ひますが、いま私が宮川局長と話していることお聞きだと思ひますが、少なくとも、いままで電波障害の事件が八件あつた。そのうち、三十五年に、三十一メートルの高さの建築物であり、かつまた十二メートルの塔や、読み上げたような施行令の部分の構築物があつた、三十八年にまた金沢でそういう事件が起きたということになりまして、少なくとも、一方の法律は、その権利を憲法上の大まかなきめ方ではなくして、はつきりとわれわれの社会に生きて動いてゐる法律でもって認めてゐる権利、この権利を知らずして発信するか受信するか、どういふことになるかわらぬけれど

それだけ申し上げればいいと思います
すけれども、ただ、しいて弁護めいた
ことを申し上げるとすれば、この三千
一メートルというのは基本の高さであ

うは、無線通信部長が私の部屋にいたものでいろいろな聞きました。また、きびすを返して三宅指導課長も来た。よく御懇談しておりますが、それ

を隠しておるかわからぬ。こうなりま
すと、われわれの社会はいい社会にな
りませんし、いま提案されておるこの
法律の一つの条文にしても、これから
日本が平和国家として栄えていく場合
には、当然高層建築等が予想されるの
です。ましてや、土地の少ない日本の
領土、これが、たとえ住宅にいたしま
しても、平面的に伸びていったのじゃ
困る。したがって、十階、十一階とい
うような住宅も出ないとは限りませ
ん。その際に、三十一メートルとい
うことを蔽としてここで押えているとい

暫時休憩いたします。

午前十一時四十六分休憩

午後一時二十九分開会

○委員長（光村基助君） ただいまから通信、建設委員会連合審査会を再開いたします。

電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

午前中に田中委員より要求のありました資料が、ただいま出ておりますが、これでよろしいですか。

○田中一君 この説明をまずひとつし

れらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートルまでは、当該物の高さに算入しない。」と申す部分が口でございます。それからハといいますものは、「むね飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。」、その口またはハに該当する部分があることによりまして高層建築物等となる建築物——高層建築物等といふのは、この電波法の改正の

百二条の三の第一項にその定義がございまして、第一号に「その最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえる建築物その地の工作物（土地に定着する工作物の上部に建築される一又は二以上の工作物の最上部にある工作物の最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえる場合における当該各工作物のうち、それぞれその最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえるものを含む。以下「高層建築物等」という。）の新築」ということに相なっております。読みかえましますならば、三十一メートルをこえる建築物という意味でございますが、高層建築物等となる建築物、これが先ほどの石井先生、田中先生の御質問にございまして、屋上部分または屋上に突出いたしました部分の問題でございまして。

二といたしまして「建築基準法第六條第一項ただし書に規定する増築、改築又は移転に係る建築物」、これは先ほど両先生からも御質問がございました、建築基準法の第六條にたゞし書きがございまして、「防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内のもの」ということは、この限りでない。」と

いうことがございまして、それに該当いたしますものをさしているわけでございます。

以上の二項につきまして、これを届け出を要しないこととするということに、政府といたしましては意思の統一をしているわけでございます。

○田中一君 御説明は承りました。しかし、この第百二条の三というのは一

応届け出義務の条項であって、もしそれならば、明らかに除外するということにきめなければいけません。現に建築基準法の施行令は政令であり、かつ閣議決定であるのであります。これすら、いままで守られておらなかったという現状から見ると、やはり各関係大臣が閣議において正確にそれを認める、閣議決定ということのほうがよろしいと私は思う。したがって、私としては、いまの建設省と郵政省の間で合議の上、郵政省令で出そうというものに対しましては、不十分のように思う。したがって、これはいまの案文につきましては、案文といえますが、郵政省令の要綱は、建築省のほうではこれに対して、内容については同意をしているものですか、その内容について伺います。

○政府委員（前田光嘉君） ただいまの省令の内容におきまして、建築物取り扱ひの件につきましては、郵政省と合意をしております。

○田中一君 これは、内容については同意をしたということですか。

○政府委員（前田光嘉君） 郵政省令で規定するということにつきましては、私たちのほうでは、合意をしております。

○田中一君 国民の負担を受けて、そこで議論している、審議している私としては、それに対しては同調できません。現に政令で定めてあるものすら守られてない、というよりも無視されて現在のマイクロウェーブの高さというものが設定されているという現状においては、やはり基準法の施行令と同じように、政令をもってこれを規定していただきたい。内容につきまして

は同意をいたしますが、私としては、委員長はほうに案を提案いたしますから、これをひとつ政府とも委員長から質疑をかわしていただいて、私ども、これに対する修正案の提出権はありませんから、委員長において善処されることを希望いたします。この案を提示いたします。

○委員長（光村湛助君） ただいま田中委員のほうから、電波法の一部を改正する法律案に対する修正意見要綱が出ております。それを朗読いたします。

第一 第百二条の三第一項の次に次の一項を加えること。
2 前項の工作物の高さの算定方法は、政令で定める。

第二 所要の整理を行なうこと
こういう修正意見要綱が出ておりますが、通信委員会においていずれ審議をいたす段階において、郵政省のほうではこれをどういうお取り扱いをなさいますか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣（古池信三君） 原案を提案した次第でございますが、しかしながら、先ほど来の審議の過程におきまして、いろいろと御検討の末、ただいま田中委員から、政令によって定めるべきであるという旨の修正意見が御提案になったように伺いました。これにつきましては、私といたしましては、ただいま即時に御返事を申し上げます。ということではございませんので、しばらく研究をさせていただきますと存じます。そうして、できますれば、本法

律案が付託されております通信委員会におきまして、今後の過程において、この点を十分御審議をいただきました、御決定をいただきたいと、かよう

に私は考えます。

○委員長（光村湛助君） 大臣から以上の答弁がありましたが、通信委員会といたしましては、田中委員の意見を尊重して審議をいたすつもりでございます。それでよろしゅうございませうか。

○田中一君 よろしゅうございませう。引き続き質疑をいたしたいと思ひますが、委員長、よろしゅうございませうか。

○委員長（光村湛助君） どうぞ。

○田中一君 午前中に質疑をかわしました問題は、昨年建築基準法の改正に

ならない以前の問題点についての質疑をかわしたものでありますが、これから昨年の建築基準法改正によるいわゆる俗に言っている超高層、三十一メートルよりそれを超える建築物に対する考

え方に対して、質疑をいたしたいと思ひます。

この法律案の制定にあたりましては、いろいろ昨年の通常国会におきまして質疑をかわしましたが、私どもは、かかるいわゆる超高層建築物というものは、現在の日本の実情から言つて、法の改正は時期尚早であるという見解を持っております。むしろ、これは電波法並びにマイクロウェーブの障害となるというような観点からではございませぬけれども、その際に、民間伝

網をかけるということではなくして、大体的な段階では、東京都の二十三区内に、点としての部分的な指定をしたという意向を明らかにしておきます。私は、電波法によるマイクロウェーブというものがわれわれの頭上の空間のどこを走っているかは存じません。しかし、これも秘密でないとするならば、これは当然国民に明示すべきである。ここにはこういうものが出てくるというところが明らかになれば、おのずから、今回のこの電波法の一部改正の成立による制約は受けると思ひますが、事前に、現在考えておる超高層地点というものはどこにあるかという点を建設省から明確にさせていただきたいんです。むしろ、これは確認申請が出ない以上、的確に計画が実施されるものというものは見られませぬけれども、少なくとも、技術的に見ているいろいろな問題を含んでおる数十階の建築物に対する工事というものは、建設省のほうにも折衝はあらうと存じます。したがって、一応伝えられておるところの超高層の位置、規模等を、建設省のほうから、住宅局長から明確に説明を願いたいと思ひます。

○政府委員（前田光嘉君） 容積地区の指定につきましては、ただいま先生のお話のとおり、大臣の方針に従ひまして目下検討いたしております。まだ具体的にどの地区を指定するかにつきましては、成案を得ておりません。

次に、お尋ねの、現在高層建築を建てる話が持ち上がっております地区は、東京について申し上げますと、われわれの聞いておりますのは、日本橋地区、丸の内地区、虎の門地区、新宿の副都心地区というところにつきまし

て、高層建築を建てたいという話のあることは聞いておりますが、いずれも詳細な具体的計画に基づいての話は、まだわれわれのほうは詳細に聞いておりません。

○田中一君 この電波法の一部改正を提案された法律では、届け出制というものは、二年ないし三年の時限が付されている。そこで、それらの予想される超高層建築に対しては、いつごろ始まるこの法律の適用される範囲内に現在あると考えているのか、あるいは、電波監理局のほうでは、いま説明された、予想され計画されているところの地区では、どういふ障害があるか、両方から説明願いたいと思う。

まず第一に、いまかりに確認申請が出たといいたしましても、これをばきりと確認するには、おそらく、現在の時点で申請があったとしても、まあ半年や八カ月ばかりかかると、確認するには、したがって、マイクロウェーブの障害になる点はいつごろになるのか、ひとつそれを技術的に伺いたい。

もう一つは、電波監理局のほうに、いま住宅局長が予想される地点をあげられたが、その区域でマイクロウェーブの電波障害というものは起こるかどういふことを伺いたい。

○政府委員(前田光嘉君) 建築物の確認申請が出ましてから、確認をおろすまでの間におきまして、予想される超高層の建築物につきましては、数カ月かかると思います。しかし、確認申請をする事におきまして、関係方面とはすでにいろいろ打ち合わせはいたしておりますので、できる限りその事前において連絡をとることができな

らば、確認申請を出す前に、すでに電波関係との調整を了することによりまして、建築工事に実際上支障なく、両者それぞれの立場を尊重しながら、両方でお互いに調整できる期間が十分とれると考えております。

○政府委員(宮川岸雄君) ただいま住宅局長のあげられました地区につきましては、日本橋、丸の内、虎の門、新宿というふうに承っているわけでありますが、その地区におきまして通過している電波はございます。しかしながら、電波の高さが相当高い場合、また、できてきます建築物のある場所によりまして、非常に微妙で、それが現実に障害になるかならないかという点の判定は、物が建つてみないと、その通路の下に実際に建つてみないと、その設計をよく拝見いたしませんとわからないのでございしますが、普通、電波の通路としてはございします。設計のしかたによりましては、そういう可能性が起り得るといふふう

に考えざるを得ないと思います。

○田中一君 そんなものですかね。たとえば建築物の位置がきまり、それから設計がきまる、電波の流れはきまっても、建築してみなければわからないという程度の日本の技術なんですか、その点どうなんでしょう。

○政府委員(宮川岸雄君) 建物を実際に建築されてから判定すると申し上げたのじゃございせんので、その点、あるいは説明が不十分だったかも知れませんが、説明が不十分ですが、実際に設計ができて、そうして、なお詳しく御説明申し上げますならば、電波のアンテナと受信のアンテナとございしますが、完全な伝搬を保障いたしま

すためには、その間に少しふくらみまして空間を必要とするわけにございします。しかし、その空間に建物のごく一部にさわるというようなどころには、別に電波の障害にならないのでありまして、それをどの辺まで侵すかという

ことは、使っております周波数にもよります。それから、その内容にも——内容と申しますのは通信の内容でございしますが、設備の性能でございします。そういうようなものにもよりますので、その辺は具体的なものを待ちまして、十分に判断の上、判定いたしたい、そういうふうに考えております。

○田中一君 それから超高層ビルというのがでる地点といたしまして、いま住宅局長が言ったように、確認申請が出る以前において折衝が始まるということを開きます。これはそのとおりだと思います。かつてこの法律の審議の過程においても、東京都の確認申請を担当している建築指導課長から、自分にはその是非は判断できませんという回答があり、かつまた、前田住宅局長も、建築基準法何条かによる建設大臣にその確認をお願いするという段階になるそうでありまして、その場合には、建設省もこれに対する確認をする力がないと言ったんじゃ、ことが強過ぎるかどうかしらぬけれども、未経験の問題であるから、なかなかできない、その際には、学識経験者を集めて一つの機関をつくるかして、そこに技術的な検討をしてもらうて是非をきめるといふ回答をしております。学識経験者としてだれかという、ちょうど、その際、幸いにその方面の研究をして、建築省の付属機関である建築研究所の所長の竹山博士が来ておりま

したから、おそらく君は学識経験者の一人になるであろうから、君はその際どういふ判断をするかという質問をしますと、自分はその判断ができません、建築材料、工法、その他がもっと進歩し、検討されてその判断ができるので、いまはできませんという回答でありました。したがって、私は、この法律で定めている二年ないし三年という間には、それらのものは実現しないではないかというような予想を持っております。そこで、マイクロウェーブの電波というものがわれわれの上空のどこを通過しているかというのを、やはり国民に知らしめなければいけないと思うのですが、その措置はどういう方法でございするつもりですか。

○政府委員(宮川岸雄君) このたびの法律が施行されることに相なりますと、電波の伝搬の障害防止区域というものを指定いたしました。それによりまして重要通信の確保をはかる必要上、その重要通信の電波伝搬の地上投影面に沿いまして、その中心線と見られる線の両側、それぞれ百メートル以内の区域を電波伝搬の障害防止区域といたしまして、これを指定いたしました。公示することに相なるのでございします。しかしながら、これは法律としてそういうことに相なるわけにございしますけれども、ただいま先生のおっしゃいましたように、この電波がいまどういふところを通過しているかというところは、この重要通信以外の通信もあるわけにございまして、そういうようなものは、今後できる限りの方法を講じまして、これのある場所を、あるいは建設省を通ず、あるいはその他の機関を通ずることによりまして、これが

したから、おそらく君は学識経験者の一人になるであろうから、君はその際どういふ判断をするかという質問をしますと、自分はその判断ができません、建築材料、工法、その他がもっと進歩し、検討されてその判断ができるので、いまはできませんという回答でありました。したがって、私は、この法律で定めている二年ないし三年という間には、それらのものは実現しないではないかというような予想を持っております。そこで、マイクロウェーブの電波というものがわれわれの上空のどこを通過しているかというのを、やはり国民に知らしめなければいけないと思うのですが、その措置はどういう方法でございするつもりですか。

できる限り国民によく事前にわかっておるようにはしていきたい、そういうふうなことを考えております。

○田中一君 二年ないし三年後のこれに対する何といひますか、障害除去の方針はどう考えておりますか。

○政府委員(宮川岸雄君) ちょっと先生の御質問の意味がとりにくかったのでございしますが……

○田中一君 ばくも間違ったかも知れぬが、二年ないし三年後には、その制限は取らうというのでしよう。二年ないし三年後には、いまのような届け出義務等は、どうか、障害にならない技術的な何か方針をとらうということ言っているのでしょうか。そうじゃないのですか。

○政府委員(宮川岸雄君) この法律では、電波伝搬の障害防止区域の指定されましたその地域に建ちますところの建物につきましては、なるべく早くその建築物の設計がどういふ形になるか、少なくとも電波伝搬の障害を与えるかどうかという点を判定できるものを届け出をしていただきまして、それによりまして、もしそれが障害になるというところが郵政省で判定いたしました場合には、建築主と免許人との間において協議をしてもらうということにございします。そういうことによりまして、現実には建物が増えまして電波伝搬に実際に障害を与えるという時点までの間には、できる限り電波のほうでそれに対する措置を講ずる、こういうことが精神でございします。

くという方法をとらうとするのか、あるいは別に高いタワーをつくって、また受信、発信のタワーをつくって、ある限界はあるでしょうけれども、措置をするということなのか、どちらをとらうとおるのですか。

○政府委員(宮川岸雄君) その電波伝搬の障害が起きましたときに、これを……

○田中一君 障害が起ったという場合を言っておるのじゃなくて、障害が起ころうとする建築物の確認申請があつた場合に、これは永久にその場合には建物をつくつていけないうという規制をするのじゃなくて、建物をつくるのは自由なはずなんです。電波の障害がなければいいのでしよう。だから、それはどういう方法をとって障害をなくすかということなんです。それは郵政省のほうの考えとして、どういう方法をとって障害を除去することなのかというのを伺つておるわけなんです。

○政府委員(宮川岸雄君) 確認申請を待ちませんで、それよりも早い機会に届け出をしていただきまして、なるべく早く電波のほうを措置いたしたい、こういう考え方でございます。それによりまして、なるべく早い機会に、障害のおそれのあることがわかりました場合には、直ちに免許人と建築主との間において協議いたしまして、ルートを変えとか、アンテナのほうを上げるとか、あるいは、そういう建物の中に中継器を置かしてもらつとか、反射板をつけるとか、そういうことを両当事者の間で協議いたしまして、なるべく建築のほうにもよけいな負担のかからないよう、また、電波のほうといた

しまして、重要通信の疎通が途絶いたしませんように、できる限りの措置をいたす、こういうことでございませう。

○田中一君 そうすると、これは最後の質問ですが、五十階であらうと、八十階であらうと、許される建築物、高層建築ができた場合に、それを制限しようという考えはない、電波のほうでその障害をのがれるような方法を講じよう、こう理解していいですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 電波のほうでのがれよう、こういうことでございしますが、ただ、重要通信の疎通が途絶いたしますというところは、公共の福祉に非常に重大な関係がございしますので、なるべく早い機会に届け出をしていただきまして、それを判定いたしまして、両者の協議によつて、實際上疎通がとまらないようにする。二年ないし三年たちました場合におきましては、その後、建築のほうはもちろん建てられるわけでございます。もちろん、それまでの間におきまして、三十一メートルという、障害にならない高さのものは建てられるわけでございます。

○田中一君 その場合、協議というこ

とばを使つておりますが、協議というのは、建築申請者のほうにも物質的な負担をさせるということなのですか。いわゆるマイクロウェーブの申請人のほうが、自分を守るための措置を自分の費用で行なう、こういうことなんでしょうか、どつちなんです。

○政府委員(宮川岸雄君) そこは建築主と両当事者との間の協議によるものと、協議によりまして、ある場合におきましては、無線の免許人のほうが負

担する場合もございまして、また、特に電波のほうで非常に早く除くということがあるような場合におきましては、話し合ひでございしますので、建築主のほうで、では自分の負担においてこれを変えようとかいうような、あるいは話も起るかと思ひます。そこは両当事者の間の話し合ひになるかと思ひます。

○田中一君 両当事者の話し合ひがつかない場合には、どうなさいませう。

○政府委員(宮川岸雄君) 最初に届け出がございましてより二年、公衆通信におきましては三年後には、建築主が建築をすることができるようになるわけでございます。

○田中一君 それを伺いたかつたのですかね。結局、二年ないし三年たつた後ならば、十分に、自由にできるといふ措置をしよう、こういうことなんでしょうね。

○政府委員(宮川岸雄君) そのとおりでございます。

○田中一君 質問終わります。

○委員長(光村基助君) 他に御質疑はございせんか。――御質疑もなければ、本連合審査会は、これにて終了することに御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(光村基助君) 御異議ないと認めます。よつて、連合審査会は終了することに決定いたしました。

これにて散会いたします。
午後二時四分散会